

1 事業所につき3年間で最大720万円の住宅手当・住宅借り上げ費を助成します。

福島県内に事業所をもつ事業主の皆様へ・・・

令和3年度「ふくしま産業復興雇用支援助成金(住宅支援費)」のご案内

事業概要

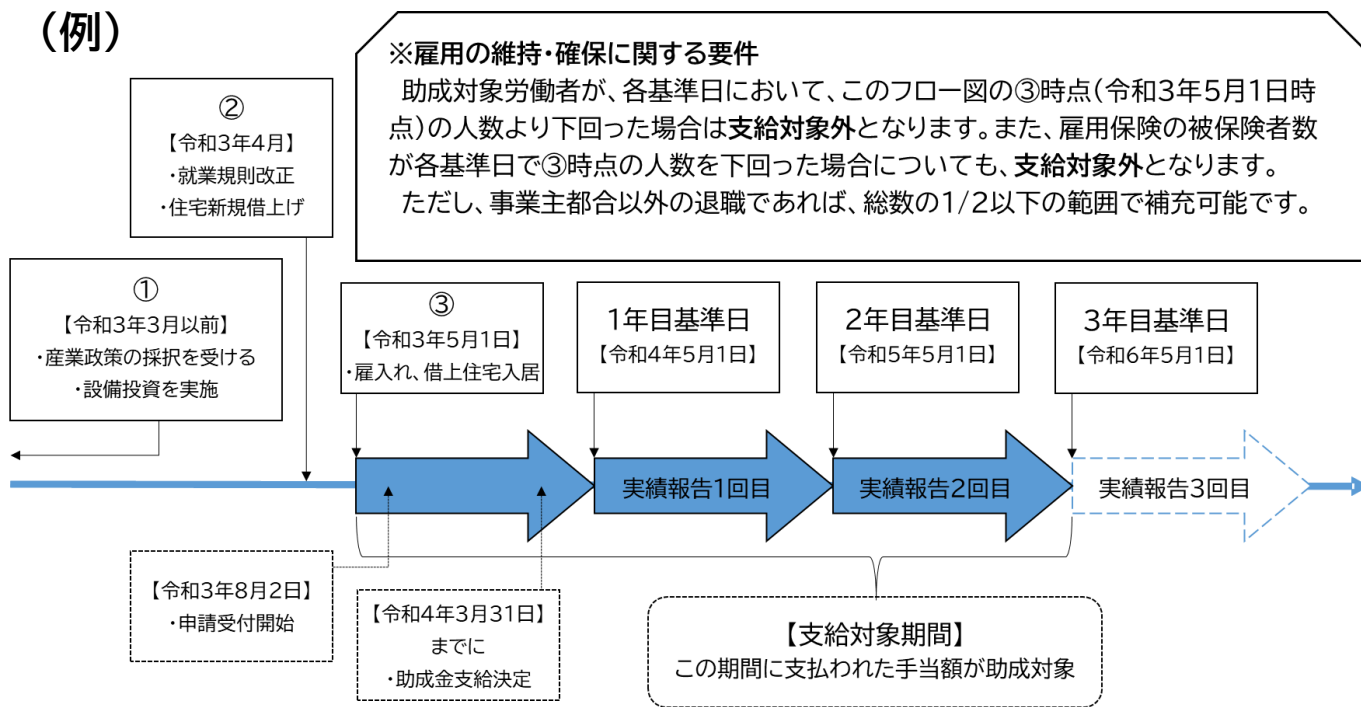
被災地域である県内全域の安定的な雇用の創出及び地域産業や経済の活性化を図り、産業施策と一体となって雇用面から支援することにより、被災求職者の生活の安定を図り県内の復興を支えるため、新規に雇用した労働者の住宅手当や借り上げ住宅の費用等を助成します。

募集期間

令和3年8月2日(月)から令和3年12月17日(金)まで ※令和3年12月17日(金)当日の消印有効
福島県雇用労政課助成金班で申請を受付けますが、申請書の提出はコロナウイルス感染拡大対策のため郵送のみとします。

助成要件

(例)



1 対象事業所

- (1) 令和3年度に初めて当該助成金を申請する事業所であること。
- (2) 平成23年3月11日以降、県指定の産業政策で補助金または融資を受け、設備投資等を行った事業所であること。(県指定の産業政策は別紙「令和3年度 産業政策 対象事業一覧表」のとおり)
- (3) 裏面2の対象労働者が居住するため、〈①新たに住宅の賃借契約を締結、②既存の賃借契約に追加して住宅の賃借契約を行う〉、又は対象労働者を雇用するために〈③就業規則を改正して、住宅手当を新規に導入する、④既存の住宅手当の制度を拡充する〉、のいずれかを実施すること。

2 対象労働者(※下記の(1)～(4)のすべてを満たす必要があります。)

- (1)令和3年度中に雇い入れられた求職者(被災求職者以外の者を含む)であること
- (2)雇入れ日及び基準日において、事業者の借上げ住宅に居住、又は住宅手当の支給対象となっていること
- (3)雇用期間の定めがない労働者又は1年以上の有期雇用(契約の更新が可能なもの)の労働者
- (4)雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れた労働者

助成金額

助成金の支給金額は、以下の1～4の中から一つを申請時に選択します。助成対象期間中に支出した、選択した助成対象経費の3/4が助成金額となります。ただし、助成金額の上限は1年間につき240万円です。(最大3年間継続助成可能)

- 1 住宅の新規借り上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料
- 2 住宅の追加借り上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借料との差額 ※1
- 3 就業規則等に基づき新たに導入した住宅手当の支給額
- 4 就業規則等を改正し拡充した住宅手当の支給額と変更前の就業規則に基づき支給した住宅手当の差額 ※2

※1 以前から借り上げていた住宅から追加借り上げを行った際は、追加以前の契約額との差額が対象となります。

※2 住宅手当を新規に導入した場合及び既存の住宅手当を拡充した場合は、受給要件労働者以外の労働者についても、助成の対象とすることが出来ます。

詳しい内容については、県雇用労政課のホームページに掲載しております。

申請の手引きや様式なども公開しておりますので、申請をお考えの方は一度、ご覧下さい!

受給要件労働者1名から申請可能です!



福島県キャラクター

キビタン

お問い合わせ

福島県商工労働部雇用労政課 助成金班

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎12階)

電話：024-521-7489

FAX：024-521-7931

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html>